

更新講習事務及び兼務講習事務に関する取扱要領

I 節 安全統括管理者講習及び運航管理者講習事務（更新講習事務）

第1 適用範囲

海上運送法（昭和24年法律第187号。以下「法」という。）第32条の5第3項の登録安全統括管理者講習機関（以下「登録安全統括管理者講習機関」という。）及び法第32条の9第3項の登録運航管理者講習機関（以下「登録運航管理者講習機関」という。）（以下「登録更新講習機関」と総称する。）に係る登録の申請及び関連手続き並びに法第32条の5第3項の安全統括管理者講習（以下「安全統括管理者講習」という。）及び法第32条の9第3項の運航管理者講習（以下「運航管理者講習」という。）（以下「更新講習」と総称する。）の基準等については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 登録更新講習機関の登録（法第32条の26、第32条の27、第32条の40第1項）

1. 登録申請書の提出

法第32条の26若しくは法第32条の40第1項又はその両方の規定により登録更新講習機関として国土交通大臣の登録を受けようとする者（※）（以下「登録申請者」という。）は、法第32条の27（法第32条の40第2項において準用する場合を含む。）の規定及び海上運送法に基づく安全統括管理者資格者証及び運航管理者資格者証に関する省令（令和6年国土交通省令第43号。以下「省令」という。）第37条第1項及び第2項（省令第51条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録安全統括管理者講習機関登録申請書（様式I-1-1）若しくは登録運航管理者講習機関登録申請書（様式I-1-2）（以下「登録申請書」と総称する。）又はその両方に添付書類を添えて、講習事務を開始しようとする日の2か月前までを目処に国土交通省に提出するものとする。なお、登録安全統括管理者講習機関及び登録運航管理者講習機関の申請はまとめて行っても差し支えない。

※運航管理者講習を行う者は、本要領Ⅱに規定する兼務講習についても行うよう努めるものとする。

2. 登録申請書の記載要領

登録申請書の記載要領は、次のとおりとする。

- ① 更新講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 更新講習実施に関する事務（以下「講習事務」という。）を行う事務所の名称及び所在地
- ③ 講習事務の開始予定日

3. 添付書類

添付書類は、次のとおりとする。

① 法人や個人の証明書類（イ又はロ）

イ．登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

- ・ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（提出の日前１年以内に作成されたものに限る。以下同じ。）
- ・ 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書面（履歴書等。提出の日前１年以内に作成されたものに限る。以下同じ。）

ロ．登録申請者が個人である場合には、当該登録申請者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類（提出の日前１年以内に作成されたものに限る。）並びに履歴を記載した書面（履歴書等。提出の日前１年以内に作成されたものに限る。）とする。

② 更新講習に必要な書籍その他の教材を用いて講習が行われるものであることを証明する書類

※更新講習に使う予定の教材もしくは、その構成及び内容の詳細が分かる書類

※海上運送法に基づく安全統括管理者講習及び運航管理者講習の内容及び方法の基準等を定める告示（令和７年国土交通省告示 1022 号。以下「更新講習告示」という。）第１条（同告示第２条で準用する場合を含む。）で定める講習科目（第 8 1. ①参照）の内容を網羅するものであること

③ 更新講習の講師が法第 32 条の 27 第 1 項各号（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを信じさせるに足る書類及び講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類等（イからニ）

登録更新講習機関	登録安全統括管理者講習機関	登録運航管理者講習機関
書類	イ 講師一覧表（様式 I-2-1） ※講師一覧表は、氏名、生年月日、受有する総合安全統括管理者資格者証の番号、有効期限、担当科目並びに	イ 講師一覧表（様式 I-2-2） ※講師一覧表は、氏名、生年月日、受有する総合運航管理者資格者証の番号、有効期限、担当科目

	専任又は兼任の別が記載されていること。	並びに専任又は兼任の別が記載されていること。
	ロ 講師の履歴書 ※履歴書には、4.(1)①ハに示す履歴を記載し、これを証明する書類（船舶運航経験等）を添付すること。	
	ハ 講師が受有する総合安全統括管理者資格者証の写し	ハ 講師が受有する総合運航管理者資格者証の写し
	ニ 講師が法第32条の27第1項の条件に適合していることについての適合宣誓書（様式I-3-1）	ニ 講師が法第32条の40第2項で準用する法第32条の27第1項の条件に適合していることについての適合宣誓書（様式I-3-2）

④ 登録申請者（法人にあつては、当該法人の役員を含む。）が法第32条の27第2項各号（法第32条の40第2項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当していないことについての適合宣誓書（様式I-4）

⑤ 理事会等の議事録等の登録の申請に関する意思の決定を証明する書類

⑥ 登録を受けようとする者が現に行っている業務の概要を記載した書類

⑦ その他参考となる資料

イ 講習事務を行う事務所一覧表

ロ 組織図

ハ 受講申請から修了証明書交付までの流れを定めた書類

4. 登録の審査

(1) 審査の基準等

登録更新講習機関の登録の要件等は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

① 講師の要件について

以下のイ～ハのいずれにも該当する者でなければならない。

登録更新講習機関	登録安全統括管理者講習機関	登録運航管理者講習機関
講師の要件	イ. 18歳以上であること。	
	ロ. 過去2年間に講習事務に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。	
	ハ. 総合安全統括管理者資	ハ. 総合運航管理者資格者証

	格者証の交付を受けている者であって、1年以上安全統括管理者として職務を行った経験を有するもの（※）又はこれと同等以上の能力を有する者であること。 ※旅客船、貨物船の経験は問わない。	の交付を受けている者であって、1年以上運航管理者として職務を行った経験を有するもの（※）又はこれと同等以上の能力を有する者であること。 ※旅客船、貨物船の経験は問わない。
--	--	---

② 欠格要件について

以下のイ～ハのいずれかの条件に該当する者により登録の申請が行われた場合には、登録を行わない。

- イ．法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- ロ．登録申請者が法第32条の37（法第32条の40第2項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者
- ハ．登録申請者が法人であって、その役員のうちに、上記イ又はロのいずれかに該当する場合

③ その他

国土交通大臣は、第211回国会において海上運送法等の一部を改正する法律案に付された附帯決議を十分に踏まえて審査を行い、提出された申請書及び添付書類の内容が法、省令及び告示に定められたいずれの基準にも適合する者を法第32条の26又は法第32条の40第1項の規定に基づき登録するものとする。

（2）審査結果の通知

審査結果は、審査の終了後、国土交通大臣から登録申請者に対して速やかに通知する。

5. 登録更新講習機関の登録

- (1) 登録更新講習機関申請者は登録免許税法（昭和24年法律第187号。以下「登録免許税法」という。）の規定に基づき、登録安全統括管理者講習機関及び登録運航管理者講習機関それぞれに対し90,000円（両講習を兼任する者は計180,000円）納

付することとする。

審査終了後、登録更新講習機関申請者に登録免許税の納付に関する電子メールが送付される。登録更新講習機関申請者はメール受信後、1月以内に登録免許税を納付すること。

東京国税局麹町税務署（税務署番号：00031017）あてに納付すること。なお、登録免許税の税目番号は「221」となる。

納付後は、領収証書の原本を海事局まで郵送すること。

課税事項		課税額
登録安全統括管理者講習機関	法第 32 条の 5 (登録安全統括管理者講習機関の登録) の登録。なお、更新の登録は除く。 (登録免許税法別表第 1 第 133 号(七)関係)	1 件につき 90,000 円
登録運航管理者講習機関	法第 32 条の 40 第 1 項(登録運航管理者講習機関の登録) の登録。なお、更新の登録は除く。 (登録免許税法別表第 1 第 133 号(八)関係)	1 件につき 90,000 円

- (2) 登録にあたっては、法第 32 条の 27 第 3 項（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する事項（以下「登録簿記載事項」という。）を登録安全統括管理者講習機関登録簿若しくは登録運航管理者講習機関登録簿又はその両方に記載するものとする。

登録簿記載事項は次のとおりとする。

- ① 登録年月日及び登録番号
- ② 更新講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ③ 講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- ④ 更新講習の開始日

- (3) 法第 32 条の 26 の規定に基づき登録を行った場合には、当該登録申請者あて登録安全統括管理者講習機関登録証（様式 I-5-1）を交付し、法第 32 条の 40 第 1 項の規定に基づき登録を行った場合には、当該登録申請者あて登録運航管理者講習機関登録証（様式 I-5-2）を交付する。

なお、登録安全統括管理者講習機関登録証及び登録運航管理者講習機関登録証

の記載事項は、次のとおりとする。

- 登録年月日
- 登録番号
- 講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- 登録期間

- (4) 国土交通大臣は、当該登録を行ったときは、法第 32 条の 39 第 1 号（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その旨を官報により公示するものとする。

第 3 役員の選任及び解任の届出（省令第 39 条）

1. 役員の選任の届出

登録更新講習機関は、その役員（当該登録更新講習機関の代表者を除く。）を選任した場合には、選任した日から 2 週間以内に省令第 39 条第 1 項（省令第 51 条において準用する場合を含む。）の規定により、登録更新講習機関役員選任届出書（様式 I-6）に、第 2 の 3. ①イの登記事項証明書、役員の氏名、住所及び履歴を記載した書面を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。なお、新しく選任される役員は、第 2 4. (1)②ハに規定する欠格要件に該当しない者でなければ、法第 32 条の 37 第 1 号（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による行政処分（第 13 3. 参照）の対象となるので留意すること。

2. 役員の解任の届出

登録更新講習機関は、その役員（当該登録更新講習機関の代表者を除く。）を解任した場合には、解任した日から 2 週間以内に省令第 39 条第 2 項（省令第 51 条において準用する場合を含む。）の規定により、登録更新講習機関役員解任届出書（様式 I-7）に、第 2 の 3. ①の登記事項証明書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。

第 4 登録簿記載事項の変更の届出（法第 32 条の 28）

1. 変更届出書の提出

- (1) 法第 32 条の 28（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）等の規定により法第 32 条の 27 第 3 項の登録簿の登録事項を変更（第 2 の 5. (2) ②、③に掲げる事項に限る。以下同じ。）しようとするときは、登録安全統括管理者講習機関登録簿変更届出書（様式 I-8-1）若しくは登録運航管理者講習機関登録簿変更届出書（様式 I-8-2）（以下「変更届出書」と総称する。）又はその両方に添付書類を添えて、5. (2) ②の事項の変更は変更が生じた日から 2 週間以内、5. (2) ③の事項については変更しようとする日の 2 週間前までに国土交通

大臣に提出するものとする。なお、期日までに届け出ることができない特段の事情がある場合には、その理由を示した書類を事前に提出のうえ、変更後速やかに変更届出書及び添付書類を提出するものとする。

- (2) 国土交通大臣は、当該変更届出書（事務所の名称の変更に関する事項を除く。）の提出を受けたときは、法第 32 条の 39 第 2 号（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その旨を官報に公示する。

2. 添付書類

添付書類は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書等の当該変更を証明する書類とする。

3. 講習開始日の変更

講習開始日に変更が生じたときは、速やかに、国土交通大臣に変更後の講習開始日及びその理由を報告するものとする。

第 5 更新講習届出事項変更届（省令第 37 条第 3 項）

省令第 37 条第 3 項（省令第 51 条において準用する場合を含む。）の規定により、登録申請書の添付書類（第 2 の 3. ①から④。第 6 登録の更新において提出した場合は更新時の添付書類。）に変更があったときは、当該変更があった日から 2 週間以内に、国土交通大臣に当該届出事項の変更があった日及びその理由を報告し添付書類を提出するものとする。

第 6 登録の更新（法第 32 条の 29）

1. 更新の申請

法第 32 条の 29 第 1 項（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）の登録更新講習機関の登録の更新を受けようとする者（以下「登録更新申請者」という。）は、登録安全統括管理者講習機関登録更新申請書（様式 I-9-1）若しくは登録運航管理者講習機関登録更新申請書（様式 I-9-2）（以下「登録更新申請書」と総称する。）又はその両方に第 2 の 3. ①から④に規定する添付書類を添えて、登録を受けた日から 3 年を経過する日の前日の 2 カ月前を目処に国土交通大臣に提出するものとする。

更新申請が、有効期間の満了日の前日の 2 ヶ月前から有効期間の満了日までの間に行われた場合、更新前の登録の有効期間の満了日の翌日から更新後の登録の有効期間を起算することとする。

例：2025 年 12 月 4 日に有効期間が満了する登録の場合

2025 年 11 月 3 日に登録の更新を行った場合の新しい登録の有効期間は、2025 年 12 月 5 日から 2028 年 12 月 4 日までとなる。

2. 更新の審査

国土交通大臣は、登録更新申請書の提出があったときは、第 2 の 4. (1) に準じて内容を審査し、法第 32 条の 27 第 1 項及び第 2 項（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）の要件に適合していると認められる場合には、当該登録期間を更新することとし、当該登録更新申請者に登録安全統括管理者講習機関登録更新証（様式 I-10-1）若しくは登録運航管理者講習機関登録更新証（様式 I-10-2）又はその両方を交付するものとする。

第 7 講習事務規程の届出（法第 32 条の 31）

1. 講習事務規程の届出

更新講習機関は、更新講習における講習の方法及び料金等に関する事項について、法第 32 条の 31 第 1 項（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）の講習事務規程（以下「講習事務規程」という。）を定め、更新講習事務規程届出書（様式 I-11）（以下「事務規程届出書」という。）に当該講習事務規程及び添付書類（3, 参照）を添えて、講習事務を開始する日の 4 週間前を目処に国土交通大臣に提出するものとする。

2. 講習事務規程の内容

講習事務規程には、第 8 の講習事務の実施に係る義務に適合する実施方法により講習事務が行われるものであること及び省令第 43 条（省令第 51 条において準用する場合を含む。）に規定する以下の事項を定めるものとする。

なお、登録安全統括管理者講習機関及び登録運航管理者講習機関を兼任する者は両講習における講習事務規程を 1 つにまとめることも可能であるが、この場合において各事項が安全統括管理者講習若しくは運航管理者講習又はその両方にあてはまるのかわかるように記載することとする。

(1) 更新講習の受講の申請に関する事項

受講申請方法などを記載。

(2) 更新講習の日程、公示の方法その他更新講習の実施の方法に関する事項

登録更新講習機関で定めた講習のシラバスの公示方法を記載。その他更新講習の実施の流れ（申し込みから修了証明書交付まで）について記載。

(3) 更新講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項

補習等が発生せずに修了した場合に必要な標準受講料金及び算出根拠を記

載。

その他、補講、修了証明書の再交付等の費用及び算出根拠について記載。

料金収納の方法は、現金払いやクレジットカード払いなどの支払い手段があるが、適用する料金収納方法について記載。

返金についての受付可能な条件及び返金額（又はその算出方法）について記載。

（４） 更新講習に必要な書籍その他の教材の名称、著者及び発行者

講習で使用する教科書について、名称、著者及び発行者を記載。シラバス内で記載してもよい。

（５） 更新講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

修了条件と修了した際に交付する修了証明書（省令第 14 条に規定する安全統括管理者講習修了証明書及び省令第 17 条で準用する省令第 14 条に規定する運航管理者講習修了証明書をいう。以下同じ。）の記載要領について記載。修了証明書には、有効期限を明記しなければならない。なお、省令第 12 条（省令第 17 条において準用する場合も含む。）の規定により、資格者証の申請には申請日以前 3 月以内に修了した更新講習の修了証明書が必要になることから、修了証明書の有効期間は 3 月後の前日までとすること。また、紛失等に対応するため、修了証明書の再交付について受付可能な条件を含め記載すること。さらに、修了証明書の交付及び再交付が適切であることを証するために必要な更新講習の記録簿及び修了証明書発行台帳等の内容及び保管についても記載すること。なお、再交付を行う場合でも、有効期限については初回交付時の有効期限のままとする。また、更新講習の記録簿には、講習科目、講習日、講習時間及び講習を行った講師名についても記載すること。

（６） 講習管理者の氏名及び履歴

講習管理者一覧表の提出に替えてもよい。この場合、管理者一覧表による旨を記載し、事務規程の別紙として添付しなければならない。

（７） 講習事務に関する秘密の保持に関する事項

受講者の個人情報の管理について、管理責任者及び添付書類の取扱者を定め、機密の保持について記載すること。また、個人情報の入手から廃棄までの管理手順を適切に定めること。

（８） 帳簿書類（帳簿書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の管理に関する事項

（１）、（３）、（５）の事項に加えて、第 10 1. の登録更新講習機関実施状況報告書の作成及び保管について記載すること。

（９） 講習事務に関する公正の確保に関する事項

なりすましやカンニングその他不正行為の対策について記載。

(10) 不正な受講者の処分に関する事項

なりすましやカンニングその他不正行為が発覚した際にとるべき対応について明確に記載。

(11) その他講習事務に関し必要な事項

① 講習事務規程の管理手法

届出までに行うべき内容確認方法、届出の事務手続き、改訂状況の管理について記載する。（変更届出を含む。）

② 講習事務を行う事務所の名称及び所在地

一覧表にして管理するものとする。

③ 財務諸表等の備付け及び閲覧等

財務諸表等の作成及び管理要領を記載するものとする。

④ 帳簿の記載等

帳簿の作成及び管理要領を記載するものとする。

⑤ 定期的な講習事務の確認

第8 3. ①の表中に掲げられた各項目の作成及び管理要領を定めるものとする。

⑥ 講習事務の休廃止手続き

⑦ 国土交通省海事局との連絡方法等

⑧ 講習事務における不適切事象発生時の報告

3. 添付書類

添付書類は、次のとおりとする。

- ① 講習事務を管理する者が省令第42条第1号（省令第51条において準用する場合を含む。）に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを信じさせるに足る書類及び講習管理者の氏名、専任又は兼任の別を記載した書類等（イ～ニ）

登録更新講習機関	登録安全統括管理者講習機関	登録運航管理者講習機関
講習管理者に関する書類	イ．講習管理者一覧表 ※講習管理者一覧表は、氏名、生年月日、専任又は兼任（講師との兼任）の別が記載されていること。	
	ロ．講習管理者の履歴書及び住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類 ※講師を兼任する者は、その添付を省略することができる。 なお、省略する場合には、その旨を講習管理者一覧表の備考に明記すること。	

	ハ. 講習管理者の履歴書	
	ニ. 講習管理者が省令第 42 条第 1 号イ～ニの規定に該当することの本人からの申立書（様式 I-12-1）	ニ. 講習管理者が省令第 51 条で準用する省令第 42 条第 1 号イ～ニの規定に該当することの本人からの申立書（様式 I-12-2）

② 講習管理者、講師に関する具体的な業務内容を定めた書類

③ 受講申請から修了証明書交付までの流れを定めた書類

受講者のやるべきこと、受講者と登録更新講習機関とのやりとりについて記載すること。

④ シラバス

・内容、修了時の知識又は能力の取得目標、座学又はオンライン講習の別について記載すること。

・講習の修了基準を明確にし、定量的な評価方法について記載すること。

⑤ 教材一覧表

⑥ 緊急時の連絡体制図

※緊急時における連絡責任者（管理者又は連絡員）及び連絡経路が記載され、各人の電話番号が明記されていること。

4. 講習事務規程の審査

(1) 国土交通大臣は、講習事務規程届出書の提出があったときは、第 8 講習事務実施に係る義務に適合した講習事務が行われるか講習事務規程により審査するものとする。また、必要に応じ是正等をさせた上で、当該届出を受理するものとする。

(2) 講習管理者は以下のイ～ニのいずれにも該当する者でなければならない。

登録更新講習機関	登録安全統括管理者講習機関	登録運航管理者講習機関
講習管理者の要件	イ. 25 歳以上であること。	
	ロ. 過去 2 年間に講習事務に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者でないこと。	
	ハ. 講習事務を適正に管理できると認められる者であること。 ※登録更新講習機関の職員、嘱託又は講習管理者としての	

	業務を長期継続的に行うことが契約等により明らかになっている者であること。	
	ニ. 安全統括管理者講習について必要な知識及び経験を有する者であること。 ※更新講習告示第4条に規定する基準（安全統括管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なもの）の研修を受けた者（講習事務を開始するまでに研修を受ける予定の者）であること。	ニ. 運航管理者講習について必要な知識及び経験を有する者であること。 ※更新講習告示第6条で準用する同告示第4条に規定する基準（運航管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なもの）の研修を受けた者（講習事務を開始するまでに研修を受ける予定の者）であること。

5. 講習事務規程の変更

- (1) 登録更新講習機関は、講習事務規程の届出の添付書類を変更しようとするときは、法第32条の31（法第32条の40第2項において準用する場合を含む。）の規定により、更新講習事務規程変更届出書（様式Ⅰ-13）に変更後の講習事務規程及び添付書類を添えて、当該変更をしようとする日の4週間前を目処に国土交通大臣に提出するものとする。
- (2) 国土交通大臣は、登録更新講習機関から当該更新講習事務規程変更届出書の提出があったときは、4. 講習事務規程の審査に準じ変更内容が適正なものであるか否か審査し、必要に応じ是正等をさせた上で、当該届出を受理するものとする。

第8 講習事務の実施に係る義務（法第32条の30）

1. 更新講習の科目及び教材

科目及び教材は次のとおりとする。

- ① 更新講習告示第1条（同告示第2条で準用する場合を含む。）で定める以下の講習科目とする。
 - (1) 輸送の安全の確保に関する科目
 - (2) 船舶の運航に関する科目
 - イ 水上交通に関する基礎
 - ロ 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断

ハ 航海の安全の確保

(3) 船舶の施設及び船員に関する科目

イ 船体及び設備

ロ 船員の配置及び教育訓練

(4) 輸送の安全に係る近年の動向に関する科目

- ② 教材が更新講習告示第1条（同告示第2条で準用する場合を含む。）で定める①の講習科目の内容を網羅するものであり、国土交通大臣が認めたものを使用すること。
- ③ 教材及び講習内容の更新が、2年に1度以上の頻度で行われる見込みであること。

2. 内容及び方法の基準

内容及び方法の基準は次のとおりとする。

- ① 登録申請書や添付書類及び講習事務規程に記載されているとおりに講習が行われること。
- ② 更新講習の内容が次の通りであること。

講習	安全統括管理者講習	運航管理者講習
内容	安全統括管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであること（※）	運航管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであること（※）

※1. 更新講習の科目及び教材の要件に加え、講義終了後に確認テスト等の実施により、知識及び能力を習得できていることを確認するように努めること。

- ③ 1時間以上の講習を行うこと。
- ④ 毎月1回以上の講習を行うこと。（ただし、国土交通大臣が特に必要があると認めた場合は、その限りでない。）
- ⑤ 離島その他受講の機会を確保するために特別の配慮を必要とすると認められる区域に在住する者に対し、適正かつ合理的な範囲内において、更新講習の実施環境の確保その他の便宜の提供行われること。

※少なくとも、佐渡島、中通島、宮古島、石垣島、父島（小笠原）において、講習が受講できること。

- ⑥ 更新講習の修了証明書が次のとおり交付されること。

登録更新講習機関	登録安全統括管理者講習機関	登録運航管理者講習機関
修了証明書	安全統括管理者講習修了証明書が様式 I-14-1 又はその他の同等の様式で交付されること	運航管理者講習修了証明書が様式 I-14-2 その他の同等の様式で交付されること。

	と。	
--	----	--

※修了証明書の有効期限については、第7 2. (5) 更新講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項を参照すること。

3. 講習の管理の基準

- ① 省令第42条第3号の規定に基づき、講習事務が適切に行われていることについて、定期的（1年に1回以上）に下表の事項について確認し、記録すること。

確認事項	内容
講習に必要な書籍その他の教材	更新講習告示第1条（同告示第2条において準用する場合も含む。）に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。
講師	イ. 第2 4. (1)①の表に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。 ロ. 国土交通省が実施する講師研修を毎年度受講していることを確認し、その結果を記録する。

- ② 国土交通省が実施する次の基準を満たした講習を講習管理者及び講師が毎年度受講すること。

登録更新講習機関	登録安全統括管理者講習機関	登録運航管理者講習機関
講習の基準	安全統括管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであること。	運航管理者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであること。

第9 講習事務の休止又は廃止（法第32条の36）

- 登録更新講習機関は、更新講習事務所における講習事務に関する業務の全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは、法第32条の36（法第32条の40第2項において準用する場合を含む。）の規定により安全統括管理者講習事務休廃止届出書（様式I-15-1）若しくは運航管理者講習事務休廃止届出書（様式I-15-2）（以下「更新講習事務休廃止届出書」と総称する。）又はその両方に、添付書類を添えて、当該休止又は廃止しようとする日の4週間前を目処に、国土交通大臣に提出するものとする。
- 更新講習事務休廃止届出書の添付書類として、省令第45条に基づき、第11の帳簿

並びに、更新講習の受験申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を、国土交通大臣に提出するものとする。

3. 国土交通大臣は、登録更新講習機関から当該更新講習事務休廃止届出書の提出があったときは、その内容を審査し、休止又は廃止の理由が適当と認められるときは、これを受理し、法第 32 条の 39 第 3 号の規定に基づき、その旨を官報に公示するものとする。

第 10 報告事項

1. 更新講習の実施状況報告

登録更新講習機関は、毎年 4 月 1 日以降 1 年間の更新講習の実施状況を記載した安全統括管理者講習実施状況報告書（様式 I-16-1 その他同様の様式）若しくは運航管理者講習実施状況報告書（様式 I-16-2 その他同様の様式）又はその両方を、翌年の 6 月 30 日までに国土交通大臣に提出するものとする。

2. 不正な受講者の処分に関する報告

登録更新講習機関は、講習事務規程で定める不正な受講者の処分について、その事実があったときは、遅滞なく国土交通大臣に報告するものとする。

第 11 帳簿の記載等（法第 32 条の 32）

- (1) 登録更新講習機関は、法第 32 条の 32（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、省令第 44 条第 1 項（省令第 51 条において準用する場合を含む。）で定める以下の事項を記載した帳簿及び添付書類（（2）参照）を備え、講習事務を終了した日から 3 年間これを保存しなければならない。

イ 更新講習の料金の収納に関する事項

ロ 更新講習の受講の申請の受理に関する事項

ハ 安全統括管理者講習修了証明書若しくは運航管理者講習修了証明書又はその両方の交付及び再交付に関する事項

ニ その他更新講習の実施状況に関する事項

- (2) 添付書類として以下のいずれかを備え付けなければならない。

イ 更新講習の受講申請書及びその添付書類

ロ 更新講習の受講申請書及びその添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録

第 12 登録更新講習機関の義務（法第 32 条の 30、第 32 条の 33）

1. 財務諸表等の備付け及び閲覧等

- (1) 登録更新講習機関は、法第 32 条の 33 第 1 項（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備え置くものとする。
- (2) 業務時間内は、随時、更新講習事務所における更新講習を受けようとする者及びその他の利害関係人から法第 32 条の 33 第 2 項各号（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）の請求に応じるものとする。

2. 登録講習機関の責務

登録更新講習機関は、法第 32 条の 30 に基づき、業務を開始しようとする年月日以降、講習事務を公正かつ的確に実施しなければならない。

第 13 命令（法第 32 条の 34、第 32 条の 35、第 32 条の 37）

1. 適合命令

国土交通大臣は、登録更新講習機関が法第 32 条の 27 第 1 項（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に適合しなくなつたと認めるときは、当該登録更新講習機関に弁明の機会を与えたうえで、当該登録更新講習機関に対し、速やかに同項の規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命ずる旨の適合命令書（様式 I-17-1 若しくは様式 I-17-2 又はその両方）を交付する。

2. 改善命令

国土交通大臣は、登録更新講習機関が法第 32 条の 30（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反していると認めるときは、当該登録更新講習機関に弁明の機会を与えたうえで、速やかに同条の規定による更新講習を行うべきこと又は講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずる旨の改善命令書（様式 I-18-1 若しくは様式 I-18-2 又はその両方）を交付する。

3. 登録の取消し等

国土交通大臣は、登録更新講習機関が法第 32 条の 37 各号（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するときは、弁明の機会を与えたうえで、当該登録更新講習機関に対し、停止命令書（様式 I-19-1 若しくは様式 I-19-2 又はその両方）による期間を定めて講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止、又は登録取消しに関する命令書（様式 I-20-1 若しくは様式 I-20-2 又はその両方）による法第 32 条の 26（法第 32 条の 40 第 2 項において準用する場合を含む。）の登録の取り消しを命ずるとともに、法第 32 条の 39 第 4 号の規定

に基づき、その旨を官報に公示するものとする。

Ⅱ 節 運航管理者兼務講習及び陸上従業者兼務講習事務（兼務講習事務）

第 1 適用範囲

運航管理者を船舶に乗り組ませるために運航管理者及び陸上従業者に受講させなければならない講習に関する告示（令和 7 年国土交通省告示第 1023 号。以下「兼務講習告示」という。）第 1 条第 3 項の登録運航管理者兼務講習機関（以下「登録運航管理者兼務講習機関」という。）及び同告示第 1 条第 7 項の登録陸上従業者兼務講習機関（以下「登録陸上従業者兼務講習機関」という。）（以下「登録兼務講習機関」と総称する。）に係る登録の申請及び関連手続き並びに兼務講習告示第 1 条第 2 項の運航管理者兼務講習（以下「運航管理者兼務講習」という。）及び同告示第 1 条第 6 項の陸上従業者兼務講習（以下「陸上従業者兼務講習」という。）（以下「兼務講習」と総称する。）の基準等については、この要領の定めるところによるものとする。

第 2 登録兼務講習機関の登録（兼務講習告示第 2 条、第 3 条、第 4 条、第 22 条第 1 項）

1. 登録申請書の提出

兼務講習告示第 2 条若しくは第 22 条第 1 項又はその両方の規定により登録兼務講習機関として国土交通大臣の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、兼務講習告示第 3 条（同告示第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 4 条（同告示第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録運航管理者兼務講習機関登録申請書（様式Ⅱ-1-1）若しくは登録陸上従業者兼務講習機関登録申請書（様式Ⅱ-1-2）（以下「登録申請書」と総称する。）又はその両方に添付書類を添えて、講習事務を開始しようとする日の 2 か月前までを目処に国土交通省に提出するものとする。なお、登録運航管理者兼務講習機関及び登録陸上従業者兼務講習機関の申請はまとめて行っても差し支えない。

2. 登録申請書の記載要領

登録申請書の記載要領は、次のとおりとする。

- ① 兼務講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 兼務講習実施に関する事務（この節において「講習事務」という。）を行う事務所の名称及び所在地
- ③ 講習事務の開始予定日

3. 添付書類

添付書類は、次のとおりとする。

① 法人や個人の証明書類（イ又はロ）

イ．登録申請者が法人である場合には、次に掲げる書類

- ・ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（提出の日前１年以内に作成されたものに限る。以下同じ。）
- ・ 役員の氏名、住所及び履歴を記載した書面（提出の日前１年以内に作成されたものに限る。以下同じ。）

ロ．登録申請者が個人である場合には、当該登録申請者の住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類（提出の日前１年以内に作成されたものに限る。）並びに履歴を記載した書面（提出の日前１年以内に作成されたものに限る。）とする。

② 兼務講習に必要な書籍その他の教材を用いて講習が行われるものであることを証明する書類

※兼務講習に使う予定の教材もしくは、その構成及び内容の詳細が分かる書類

※兼務講習告示第９条第２項第２号（同告示第２２条第２項で準用する場合を含む。）で定める講習科目（第８１．①参照）の内容を網羅するものであること（別添の兼務講習教材の要素の内容を網羅すること）。

③ 兼務講習の講師が兼務講習告示第４条第１項（同告示第２２条第２項において準用する場合を含む。）に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを信じさせるに足る書類及び講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類等（イからハ）

登録兼務講習機関	登録運航管理者兼務講習機関	登録陸上従業者兼務講習機関
書類	イ 講師一覧表（様式Ⅱ-2-1） ※講師一覧表は、氏名、生年月日、受有する総合運航管理者資格者証の番号、有効期限、担当科目並びに専任又は兼任の別が記載されていること。	イ 講師一覧表（様式Ⅱ-2-2） ※講師一覧表は、氏名、生年月日、受有する総合運航管理者資格者証の番号、有効期限、担当科目並びに専任又は兼任の別が記載されていること。
	ロ 講師の履歴書 ※履歴書には、４．(1)①ハに示す履歴を記載し、これを証明する書類（船舶運航経験等）を添付すること。	
	ハ 講師が受有する総合運航管	ハ 講師が受有する総合運航

	理者資格者証の写し	管理者資格者証の写し
	ニ 講師が兼務講習告示第4条第1項（兼務講習告示第22条第2項で準用する場合も含む。）の条件に適合していることについての適合宣誓書（様式Ⅱ-3）	

- ④ 登録申請者（法人にあっては、当該法人の役員を含む。）が兼務講習告示第4条第2項各号（同告示第22条第2項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当していないことについての適合宣誓書（様式Ⅱ-4）
- ⑤ 理事会等の議事録等の登録の申請に関する意思の決定を証明する書類
- ⑥ 登録を受けようとする者が現に行っている業務の概要を記載した書類
- ⑦ その他参考となる資料
 - イ 講習事務を行う事務所一覧表
 - ロ 組織図
 - ハ 受講申請から修了証明書交付までの流れを定めた書類

4. 登録の審査

(1) 審査の基準等

登録兼務講習機関の登録の要件等は、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

① 講師の要件について

以下のイ～ハのいずれにも該当する者でなければならない。

イ. 18歳以上であること。

ロ. 過去2年間に講習事務に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者でないこと。

ハ. 総合運航管理者資格者証の交付を受けている者であって、1年以上安全統括管理者として職務を行った経験を有するもの（※）又はこれと同等以上の能力を有する者であること。

※旅客船、貨物船の経験は問わない。

② 欠格要件について

以下のイ～ハのいずれかの条件に該当する者により登録の申請が行われた場合には、登録を行わない。

イ. 法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ. 登録申請者が兼務講習告示第17条（同告示第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年

を経過しない者

ハ. 登録申請者が法人であって、その役員のうちに、上記イ又はロのいずれかに該当する場合

③ その他

国土交通大臣は、第 211 回国会において海上運送法等の一部を改正する法律案に付された附帯決議を十分に踏まえて審査を行い、提出された申請書及び添付書類の内容が法、省令及び告示に定められたいずれの基準にも適合する者を兼務講習告示第 2 条又は第 22 条第 1 項の規定に基づき登録するものとする。

(2) 審査結果の通知

審査結果は、審査の終了後、国土交通大臣から登録申請者に対して速やかに通知する。

5. 登録兼務講習機関の登録

- (1) 登録にあたっては、兼務講習告示第 4 条第 3 項（同告示第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する事項（以下「登録簿記載事項」という。）を登録運航管理者兼務講習機関登録簿若しくは登録陸上従業者兼務講習機関登録簿又はその両方に記載するものとする。

登録簿記載事項は次のとおりとする。

- ① 登録年月日及び登録番号
- ② 兼務講習を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ③ 講習事務を行う事務所の名称及び所在地
- ④ 兼務講習の開始日

- (2) 兼務講習告示第 2 条の規定に基づき登録を行った場合には、当該登録申請者あて登録運航管理者兼務講習機関登録証（様式Ⅱ-5-1）を交付し、同告示第 22 条第 1 項の規定に基づき登録を行った場合には、当該登録申請者あて登録陸上従業者兼務講習機関登録証（様式Ⅱ-5-2）を交付する。

なお、登録運航管理者兼務講習機関登録証及び登録陸上従業者兼務講習機関登録証の記載事項は、次のとおりとする。

- 登録年月日
- 登録番号
- 講習機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、代表者の氏名
- 登録期間

- (3) 国土交通大臣は、当該登録を行ったときは、兼務講習告示第 21 条第 1 号（同告示第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その旨をインターネット等により公示するものとする。

第 3 役員の選任及び解任の届出（兼務講習告示第 6 条）

1. 役員の選任の届出

登録兼務講習機関は、その役員（当該登録兼務講習機関の代表者を除く。）を選任した場合には、選任した日から 2 週間以内に兼務講習告示第 6 条第 1 項（同告示第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、登録兼務講習機関役員選任届出書（様式Ⅱ-6 号）に、第 2 の 3. ①イの登記事項証明書、役員の氏名、住所及び履歴を記載した書面を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。なお、新しく選任される役員は、第 2 4. (1)②ハに規定する欠格要件に該当しない者でなければ、兼務講習告示第 17 条第 1 号（同告示第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による行政処分（第 13 3. 参照）の対象となるので留意すること。

2. 役員の解任の届出

登録兼務講習機関は、その役員（当該登録兼務講習機関の代表者を除く。）を解任した場合には、解任した日から 2 週間以内に兼務講習告示第 6 条第 2 項（同告示第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、登録兼務講習機関役員解任届出書（様式Ⅱ-7）に、第 2 の 3. ①の登記事項証明書を添えて、国土交通大臣に提出するものとする。

第 4 登録簿記載事項の変更の届出（兼務講習告示第 7 条）

1. 変更届出書の提出

- (1) 兼務講習告示第 7 条（同告示第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）等の規定により兼務講習告示第 4 条第 3 項の登録簿の登録事項を変更（第 2 の 5. (1) ②、③に掲げる事項に限る。以下同じ。）しようとするときは、登録運航管理者兼務講習機関登録簿変更届出書（様式Ⅱ-8-1）若しくは登録陸上従業者兼務講習機関登録簿変更届出書（様式Ⅱ-8-2）（以下「変更届出書」と総称する。）又はその両方に添付書類を添えて、5. (1) ②の事項の変更は変更が生じた日から 2 週間以内、5. (1) ③の事項については変更しようとする日の 2 週間前までに国土交通大臣に提出するものとする。なお、期日までに届け出ることができない特段の事情がある場合には、その理由を示した書類を事前に提出のうえ、変更後速やかに変更届出書及び添付書類を提出するものとする。

- (2) 国土交通大臣は、当該変更届出書の提出を受けたときは、兼務講習告示第 21 条

第2号（同告示第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、その旨をインターネット等により公示する。

2. 添付書類

添付書類は、定款又は寄附行為及び登記事項証明書等の当該変更を証明する書類とする。

3. 講習開始日の変更

講習開始日に変更が生じたときは、速やかに、国土交通大臣に変更後の講習開始日及びその理由を報告するものとする。

第5 兼務講習届出事項変更届（兼務講習告示第5条）

兼務講習告示第5条（同告示第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、登録申請書の添付書類（第2 3. ①から④。第6 登録の更新において提出した場合は更新時の添付書類。）に変更があったときは、当該変更があった日から2週間以内に、国土交通大臣に当該届出事項の変更があった日及びその理由を報告し添付書類を提出するものとする。

第6 登録の更新（兼務講習告示第8条）

1. 更新の申請

兼務講習告示第8条第1項（同告示第22条第2項において準用する場合を含む。）の登録兼務講習機関の登録の更新を受けようとする者（以下「登録更新申請者」という。）は、登録運航管理者兼務講習機関登録更新申請書（様式Ⅱ-9-1）若しくは登録陸上従業者兼務講習機関登録更新申請書（様式Ⅱ-9-2）（以下「登録更新申請書」と総称する。）又はその両方に第2の3. ①から④に規定する添付書類を添えて、登録を受けた日から3年を経過する日の前日の2カ月前を目処に国土交通大臣に提出するものとする。

更新申請が、有効期間の満了日の前日の2ヶ月前から有効期間の満了日までの間に行われた場合、更新前の登録の有効期間の満了日の翌日から更新後の登録の有効期間を起算することとする。

例：2025年12月4日に有効期間が満了する登録の場合

2025年11月3日に登録の更新を行った場合の新しい登録の有効期間は、2025年12月5日から2028年12月4日までとなる。

なお、これ以外の更新申請に関する更新後の登録の有効期間の起算日は、更新手

続きが完了した日とする。

2. 更新の審査

国土交通大臣は、登録更新申請書の提出があったときは、第2の4.(1)に準じて内容を審査し、兼務講習告示第4条第1項及び第2項（同告示第22条第2項において準用する場合を含む。）の要件に適合していると認められる場合には、当該登録期間を更新することとし、当該登録更新申請者に登録運航管理者兼務講習機関登録更新証（様式Ⅱ-10-1）若しくは登録陸上従業者兼務講習機関登録更新証（様式Ⅱ-10-2）又はその両方を交付するものとする。

第7 講習事務規程の届出（兼務講習告示第10条）

1. 講習事務規程の届出

兼務講習機関は、兼務講習における講習の方法及び料金等に関する事項について、兼務講習告示第10条第1項（同告示第22条第2項において準用する場合を含む。）の講習事務規程（以下「講習事務規程」という。）を定め、兼務講習事務規程届出書（様式Ⅱ-11）に当該講習事務規程及び添付書類（3.参照）を添えて、講習事務を開始する日の4週間前を目処に国土交通大臣に提出するものとする。

2. 講習事務規程の内容

講習事務規程には、第8の講習事務の実施に係る義務に適合する実施方法により講習事務が行われるものであること及び兼務講習告示第10条第2項（同告示第22条第2項において準用する場合を含む。）に規定する以下の事項を定めるものとする。

なお、登録運航管理者兼務講習機関及び登録陸上従業者兼務講習機関を兼任する者は両講習における講習事務規程を1つにまとめることも可能であるが、この場合において各事項が運航管理者兼務講習若しくは陸上従業者兼務講習又はその両方にあてはまるのかわかるように記載することとする。

（1） 兼務講習の受講の申請に関する事項

受講申請方法などを記載。

（2） 兼務講習の日程、公示の方法その他兼務講習の実施の方法に関する事項

登録兼務講習機関で定めた講習のシラバスの公示方法を記載。その他兼務講習の実施の流れ（申し込みから修了証明書交付まで）について記載。

（3） 兼務講習の料金、その算出根拠及び収納の方法に関する事項

補習等が発生せずに修了した場合に必要な標準受講料金及び算出根拠を記載。

その他、補講、修了証明書の再交付等の費用及び算出根拠について記載。

料金収納の方法は、現金払いやクレジットカード払いなどの支払い手段があるが、適用する料金収納方法について記載。

返金についての受付可能な条件及び返金額（又はその算出方法）について記載。

(4) 兼務講習に必要な書籍その他の教材の名称、著者及び発行者

講習で使用する教科書について、名称、著者及び発行者を記載。シラバス内で記載してもよい。

(5) 兼務講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項

修了条件と修了した際に交付する修了証明書（兼務講習告示第1条第4項に規定する運航管理者兼務講習修了証明書及び兼務講習告示第1条第8項に規定する陸上従業者兼務講習修了証明書をいう。以下同じ。）の記載要領について記載。修了証明書には、有効期限を明記しなければならない。なお、兼務講習告示第23条から第26条の規定により、運航管理者を船舶に乗り組ませるためには提出日以前2年以内に修了した兼務講習の修了証明書が必要になることから、修了証明書の有効期間は2年後の前日までとすること。また、紛失等に対応するため、修了証明書の再交付について受付可能な条件を含め記載すること。さらに、修了証明書の交付及び再交付が適切であることを証するために必要な兼務講習の記録簿及び修了証明書発行台帳等の内容及び保管についても記載すること。なお、再交付を行う場合でも、有効期限については初回交付時の有効期限のままとする。また、兼務講習の記録簿には、講習科目、講習日、講習時間及び講習を行った講師名についても記載すること。

(6) 講習管理者の氏名及び履歴

管理者一覧表の提出に替えてもよい。この場合、管理者一覧表による旨を記載し、事務規程の別紙として添付しなければならない。

(7) 講習事務に関する秘密の保持に関する事項

受講者の個人情報の管理について、管理責任者及び添付書類の取扱者を定め、機密の保持について記載すること。また、個人情報の入手から廃棄までの管理手順を適切に定めること。

(8) 帳簿書類（帳簿書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）の管理に関する事項

(1)、(3)、(5)の事項に加えて、第10 1.の登録兼務講習機関実施状況報告書の作成及び保管について記載すること。

(9) 講習事務に関する公正の確保に関する事項

なりすましやカンニングその他不正行為の対策について記載。

(10) 不正な受講者の処分に関する事項

なりすましやカンニングその他不正行為が発覚した際にとるべき対応につ

いて明確に記載。

(11) その他講習事務に関し必要な事項

① 講習事務規程の管理手法

届出までに行うべき内容確認方法、届出の事務手続き、改訂状況の管理について記載する。（変更届出を含む。）

② 講習事務を行う事務所の名称及び所在地

一覧表にして管理するものとする。

③ 財務諸表等の備付け及び閲覧等

財務諸表等の作成及び管理要領を記載するものとする。

④ 帳簿の記載等

帳簿の作成及び管理要領を記載するものとする。

⑤ 定期的な講習事務の確認

第8 3. ①の表中に掲げられた各項目の作成及び管理要領を定めるものとする。

⑥ 講習事務の休廃止手続き

⑦ 国土交通省海事局との連絡方法等

⑧ 講習事務における不適切事象発生時の報告

3. 添付書類

添付書類は、次のとおりとする。

- ① 講習事務を管理する者が兼務講習告示第9条第1項第1号（同告示第22条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる条件のいずれにも適合する者であることを信じさせるに足る書類及び講習管理者の氏名、専任又は兼任の別を記載した書類等（イ～ニ）

登録兼務講習機関	登録運航管理者兼務講習機関	登録陸上従業者兼務講習機関
講習管理者に関する書類	イ. 講習管理者一覧表 ※講習管理者一覧表は、氏名、生年月日、専任又は兼任（講師との兼任）の別が記載されていること。	
	ロ. 講習管理者の履歴書及び住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証明する書類 ※講師を兼任する者は、その添付を省略することができる。 なお、省略する場合には、その旨を講習管理者一覧表の備考に明記すること。	

	ハ．講習管理者の履歴書	
	ニ．講習管理者が兼務講習告示第9条第1項第1号イ～ニの規定に該当することの本人からの申立書（様式Ⅱ-12-1）	ニ．講習管理者が兼務講習告示第22条第2項で準用する同告示第9条第1項第1号イ～ニの規定に該当することの本人からの申立書（様式Ⅱ-12-2）

② 講習管理者、講師に関する具体的な業務内容を定めた書類

③ 受講申請から修了証明書交付までの流れを定めた書類

受講者のやるべきこと、受講者と登録兼務講習機関とのやりとりについて記載すること。

④ シラバス

- ・内容、修了時の知識又は能力の取得目標、座学又はオンライン講習の別について記載すること。
- ・講習の修了基準を明確にし、定量的な評価方法について記載すること。

⑤ 教材一覧表

⑥ 緊急時の連絡体制図

※緊急時における連絡責任者（管理者又は連絡員）及び連絡経路が記載され、各人の電話番号が明記されていること。

4. 講習事務規程の審査

(1) 国土交通大臣は、講習事務規程届出書の提出があったときは、第8 講習事務実施に係る義務に適合した講習事務が行われるか講習事務規程により審査するものとする。また、必要に応じ是正等をさせた上で、当該届出を受理するものとする。

(2) 講習管理者は以下のイ～ニのいずれにも該当する者でなければならない。

登録兼務講習機関	登録運航管理者兼務講習機関	登録陸上従業者兼務講習機関
講習管理者の要件	イ．25 歳以上であること。	
	ロ．過去2 年間に講習事務に関し不正な行為を行った者又は法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなった日から2 年を経過しない者でないこと。	
	ハ．講習事務を適正に管理できると認められる者であること。	

	と。 ※登録兼務講習機関の職員、嘱託又は講習管理者としての業務を長期継続的に行うことが契約等により明らかになっている者であること。	
	ニ. 運航管理者兼務講習について必要な知識及び経験を有する者であること。 ※兼務講習告示第9条第1項第3号に規定する基準（運航管理者として船舶に乗り組むに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なもの）の研修を受けた者（講習事務を開始するまでに研修を受ける予定の者）であること。	ニ. 陸上従業者兼務講習について必要な知識及び経験を有する者であること。 ※兼務講習告示第22条第2項で準用する同告示第9条第1項第3号に規定する基準（陸上従業者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なもの）の研修を受けた者（講習事務を開始するまでに研修を受ける予定の者）であること。

5. 講習事務規程の変更

- (1)登録兼務講習機関は、講習事務規程の届出の添付書類を変更しようとするときは、兼務講習告示第10条（同告示第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、兼務講習事務規程変更届出書（様式Ⅱ-13）に変更後の講習事務規程及び添付書類を添えて、当該変更をしようとする日の4週間前を目処に国土交通大臣に提出するものとする。
- (2)国土交通大臣は、登録兼務講習機関から当該兼務講習事務規程変更届出書の提出があったときは、4. 講習事務規程の審査に準じ変更内容が適正なものであるか否か審査し、必要に応じ是正等をさせた上で、当該届出を受理するものとする。

第8 講習事務の実施に係る義務（兼務講習告示第9条第2項）

1. 兼務講習の科目及び教材

科目及び教材は次のとおりとする。

- ① 兼務講習告示第9条第2項第2号（同告示第22条第2項で準用する場合を含む。）で定める以下の講習科目とする。

- (1) 輸送の安全の確保に関する科目
 - (2) 船舶の運航に関する科目
 - イ 気象、海象その他の事情及び運航の可否に係る判断
 - ロ 航海の安全の確保
 - (3) 輸送の安全に係る近年の動向に関する科目
- ② 教材が兼務講習告示第9条第2項第2号（同告示第22条第2項で準用する場合を含む。）で定める①の講習科目の内容を網羅するものであり、国土交通大臣が認めたものを使用すること。
- ③ 教材及び講習内容の更新が、2年に1度以上の頻度で行われる見込みであること。

2. 内容及び方法の基準

内容及び方法の基準は次のとおりとする。

- ⑦ 登録申請書や添付書類及び講習事務規程に記載されているとおりに講習が行われること。
- ⑧ 兼務講習の内容が次の通りであること。

講習	運航管理者兼務講習	陸上従業者兼務講習
内容	運航管理者として船舶に乗り組むに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであること（※）	陸上従業者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであること（※）

※1. 兼務講習の科目及び教材の要件に加え、講義終了後に確認テスト等の実施により、知識及び能力を習得できていることを確認すること。

- ⑨ 1時間以上の講習を行うこと。
- ⑩ 毎月1回以上の講習を行うこと。（ただし、国土交通大臣が特に必要があると認めた場合は、その限りでない。）
- ⑪ 離島その他受講の機会を確保するために特別の配慮を必要とすると認められる区域に在住する者に対し、適正かつ合理的な範囲内において、兼務講習の実施環境の確保その他の便宜の提供行われること。

※少なくとも、佐渡島、中通島、宮古島、石垣島、父島（小笠原）において、講習が受講できること。

- ⑫ 兼務講習の修了証明書が次のとおり交付されること。

登録兼務講習機関	登録運航管理者兼務講習機関	登録陸上従業者兼務講習機関
修了証明書	運航管理者兼務講習修了証明書が様式Ⅱ-14-1 又はその他	陸上従業者兼務講習修了証明書が様式Ⅱ-14-2 その他

	の同等の様式で交付されること。	の同等の様式で交付されること。
--	-----------------	-----------------

※修了証明書の有効期限については、第7 2.(5) 兼務講習の修了証明書の交付及び再交付に関する事項を参照すること。

3. 講習の管理の基準

- ① 兼務講習告示第9条第1項第2号の規定に基づき、講習事務が適切に行われていることについて、定期的（1年に1回以上）に下表の事項について確認し、記録すること。

確認事項	内容
講習に必要な書籍その他の教材	兼務講習告示第1条（同告示第22条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。
講師	イ. 第2 4.(1)①の表に掲げる基準を満たしていることを確認し、その結果を記録する。 ロ. 国土交通省が実施する講師研修を毎年度受講していることを確認し、その結果を記録する。

- ② 国土交通省が実施する次の基準を満たした講習を講習管理者及び講師が毎年度受講すること。

登録兼務講習機関	登録運航管理者兼務講習機関	登録陸上従業者兼務講習機関
講習の基準	運航管理者として船舶に乗り組むに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであること。	陸上従業者としての職務を行うに当たり必要な事項に関する最新の知識及び能力を習得させるために十分なものであること。

第9 講習事務の休止又は廃止（兼務講習告示第16条）

- 登録兼務講習機関は、兼務講習事務所における講習事務に関する業務の全部又は一部を休止又は廃止しようとするときは、兼務講習告示第16条（同告示第22条第2項において準用する場合を含む。）の規定により運航管理者兼務講習事務休廃止届出書（様式Ⅱ-15-1）若しくは陸上従業者兼務講習事務休廃止届出書（様式Ⅱ-15-2）（以下「兼務講習事務休廃止届出書」と総称する。）又はその両方に、添付書類を添えて、当該休止又は廃止しようとする日の4週間前を目処に、国土交通大臣に提出するものとする。

2. 兼務講習事務休廃止届出書の添付書類として、兼務講習告示第 12 条に基づき、第 11 の帳簿並びに、兼務講習の受験申請書及びその添付書類又はこれらの書類に記載すべき事項を記載した電磁的記録を、国土交通大臣に提出するものとする。
3. 国土交通大臣は、登録兼務講習機関から当該兼務講習事務休廃止届出書の提出があったときは、その内容を審査し、休止又は廃止の理由が適当と認められるときは、これを受理し、兼務講習告示第 21 条第 3 号の規定に基づき、その旨をインターネット等により公示するものとする。

第 10 報告事項

1. 兼務講習の実施状況報告

登録兼務講習機関は、毎年 4 月 1 日以降 1 年間の兼務講習の実施状況を記載した運航管理者兼務講習実施状況報告書（様式Ⅱ-16-1 その他同様の様式）若しくは陸上従業者兼務講習実施状況報告書（様式Ⅱ-16-2 その他同様の様式）又はその両方を、翌年の 6 月 30 日までに国土交通大臣に提出するものとする。

2. 不正な受講者の処分に関する報告

登録兼務講習機関は、講習事務規程で定める不正な受講者の処分について、その事実があったときは、遅滞なく国土交通大臣に報告するものとする。

第 11 帳簿の記載等（兼務講習告示第 11 条）

- (1) 登録兼務講習機関は、兼務講習告示第 11 条（同告示第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、以下の事項を記載した帳簿及び添付書類（（2）参照）を備え、講習事務を終了した日から 3 年間これを保存しなければならない。

イ 兼務講習の料金の収納に関する事項

ロ 兼務講習の受講の申請の受理に関する事項

ハ 運航管理者兼務講習修了証明書若しくは陸上従業者兼務講習修了証明書又はその両方の交付及び再交付に関する事項

ニ その他兼務講習の実施状況に関する事項

- (2) 添付書類として以下のいずれかを備え付けなければならない。

イ 兼務講習の受講申請書及びその添付書類

ロ 兼務講習の受講申請書及びその添付書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録

第 12 登録兼務講習機関の義務（兼務講習告示第 9 条、第 13 条）

1. 財務諸表等の備付け及び閲覧等（兼務講習告示第 13 条）

(1) 登録兼務講習機関は、兼務講習告示第 13 条第 1 項（同告示第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により、毎事業年度経過後 3 月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、5 年間事務所に備え置くものとする。

(2) 業務時間内は、随時、兼務講習事務所における兼務講習を受けようとする者及びその他の利害関係人から兼務講習告示第 13 条第 2 項各号（同告示第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の請求に応じるものとする。

2. 登録講習機関の責務

登録兼務講習機関は、兼務講習告示第 9 条第 1 項に基づき、業務を開始しようとする年月日以降、講習事務を公正かつ的確に実施しなければならない。

第 13 命令（兼務講習告示第 14 条、第 15 条、第 17 条）

1. 適合命令

国土交通大臣は、登録兼務講習機関が兼務講習告示第 4 条第 1 項（同告示第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に適合しなくなったと認めるときは、当該登録兼務講習機関に弁明の機会を与えたうえで、当該登録兼務講習機関に対し、速やかに同項の規定に適合するための必要な措置をとるべきことを命ずる旨の適合命令書（様式Ⅱ-17-1 若しくは様式Ⅱ-17-2 又はその両方）を交付する。

2. 改善命令

国土交通大臣は、登録兼務講習機関が兼務講習告示第 9 条第 1 項（同告示第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に違反していると認めるときは、当該登録兼務講習機関に弁明の機会を与えたうえで、速やかに同条の規定による兼務講習を行うべきこと又は講習事務の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずる旨の改善命令書（様式Ⅱ-18-1 若しくは様式Ⅱ-18-2 又はその両方）を交付する。

3. 登録の取消し等

国土交通大臣は、登録兼務講習機関が兼務講習告示第 17 条各号（同告示第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）のいずれかに該当するときは、弁明の機会を与えたうえで、当該登録兼務講習機関に対し、停止命令書（様式Ⅱ-19-1 若しくは様式Ⅱ-19-2 又はその両方）による期間を定めて講習事務に関する業務の全部若しくは一部の停止、又は登録取消しに関する命令書（様式Ⅱ-20-1 若しくは様式Ⅱ-20-2 又はその両方）による兼務講習告示第 17 条（兼務講習告示第 22 条第 2 項にお

いて準用する場合を含む。)の登録の取り消しを命ずるとともに、同告示第 21 条第 4 号の規定に基づき、その旨をインターネット等により公示するものとする。

附則

本事務取扱要領は、令和 7 年 11 月 21 日から施行する。